

政府管掌健康保険の事業運営状況

1. 適用の適正化

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
適用事業所数 (単位：所)	1,541,989 (▲0.4%)	1,522,868 (▲1.2%)	1,496,270 (▲1.7%)	1,488,205 (▲0.5%)	1,498,226 (0.7%)
被保険者数 (単位：人)	19,450,872 (▲0.4%)	19,124,131 (▲1.7%)	18,811,690 (▲1.6%)	18,815,485 (0.0%)	18,930,749 (0.6%)

(注1) 各計数は、年度末現在。

(注2) 括弧内は、対前年度伸び率。

(注3) 平成16年度は、速報値。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
新規適用事業所数 (単位：所)	58,749 (-%)	55,208 (▲6.0%)	50,880 (▲7.8%)	52,738 (3.7%)	57,945 (9.9%)
全喪事業所数 (単位：所)	65,885 (-%)	73,514 (11.6%)	75,537 (2.8%)	58,985 (▲21.9%)	43,915 (▲25.5%)

(注) 括弧内は、対前年度伸び率。

(1) 適用事業所における適用の適正化

① 事業所調査の重点化

- 短時間労働者、派遣労働者が多いと見込まれる適用事業所に対する調査を重点的に実施。【平成16年6月に通知を発出】

〈参考〉 調査官総合調査件数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
調査事業所数	361,049	344,175	329,570	307,570	329,464
(単位：所)	—	(▲4.7%)	(▲4.2%)	(▲7.7%)	(7.1%)

- 平成17年度においては、前半で外国人講師を雇用する語学学校を重点的に事業所調査を実施。後半においては、非常勤講師を多く雇用する専修・各種学校や私立学校等についても「重点的に調査を行う事業所」に選定し、事業所調査を実施。【平成17年3月に通知を発出】

② 全喪届の適正な処理

全喪届の提出にあたって取締役会議事録の写し等の第三者の確認がない書類を添付している場合は、できる限り詳細な聴き取りを行い受理するとともに、疑義がある場合には実地調査を行うなど、引き続き、全喪届の適正化に向けた取組を確実に実施。

(参考) これまでの取り組み

- 健康保険法施行規則の一部改正により、適用事業所に該当しなくなった場合の届出を規定。あわせて、その旨を証する書類の添付を義務化。【平成15年4月～】
- 各社会保険事務局・事務所に対し、解散や休業を理由とする全喪届を受け付けるに際しての調査確認方法を指導。【平成15年11月～】
- 全喪届に係る事務処理の適正化を進めるにあたり、平成16年1月から9月末までに届け出られた全喪届約4万件について総点検を実施。【平成16年9月～】

(2) 未適用事業所の適用促進

① これまでの取り組み

- 法人登記申請書等の閲覧及び雇用保険の適用事業所に関する情報等により未適用事業所を把握し、加入勧奨状の送付及び社会保険労務士の巡回説

明等により、届出を行うよう指導を実施。

- 平成16年7月からは、まず一定規模以上の事業所から、呼出（原則5人以上）による加入指導を行い、その後、戸別訪問（原則20人以上）等による重点的な加入指導を実施。〔平成16年度の実施状況については、別添参照。〕

② 今年度の取り組み

- 強制適用の基本に立ち帰るとともに、モラルハザードを防止するため、最終的な適用方策として、職権による適用を行う。【平成17年3月に通知を発出】
- 具体的には、重点的な加入指導後においても加入手続を行わない一定規模以上（20人程度を目途）の事業所から、立入検査等を実施し職権による適用を行う。また、今年度は、原則15人以上の事業所に対して重点的な加入指導を行う。

③ 市場化テスト（モデル事業）の実施

- 平成17年度において、5箇所の社会保険事務所を対象として、未適用事業所の適用促進事業を市場化テストのモデル事業として実施。

(対象社会保険事務所)

- ・ 東京地区：港、渋谷及び足立社会保険事務所
- ・ 福岡地区：南福岡及び久留米社会保険事務所

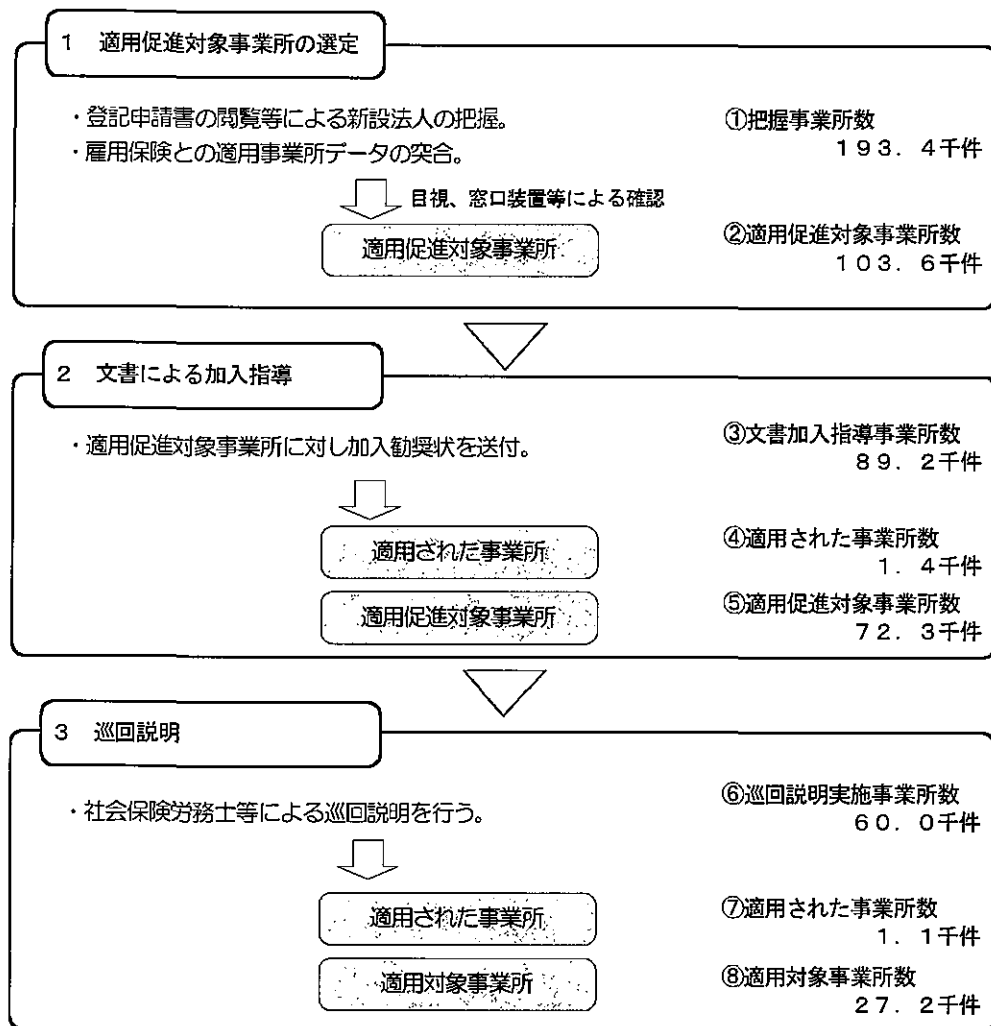
○ 具体的には、未適用事業所の把握、加入促進、事業報告書の作成までの業務を包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるもの。

(受託者)

- ・ 東京地区：東京都社会保険労務士会（東京都新宿区新小川町8-9）
代表者 会長 金田 修
設 立 昭和53年11月
社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体
- ・ 福岡地区：(株)アイ・シー・アール（愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8NTビル8階）
代表者 代表取締役 今井 昭治
設 立 昭和57年5月
強制執行の立ち会い、現地調査等を行っている企業

平成16年度 未適用事業所に対する適用促進の実施状況について

(平成17年3月末現在)



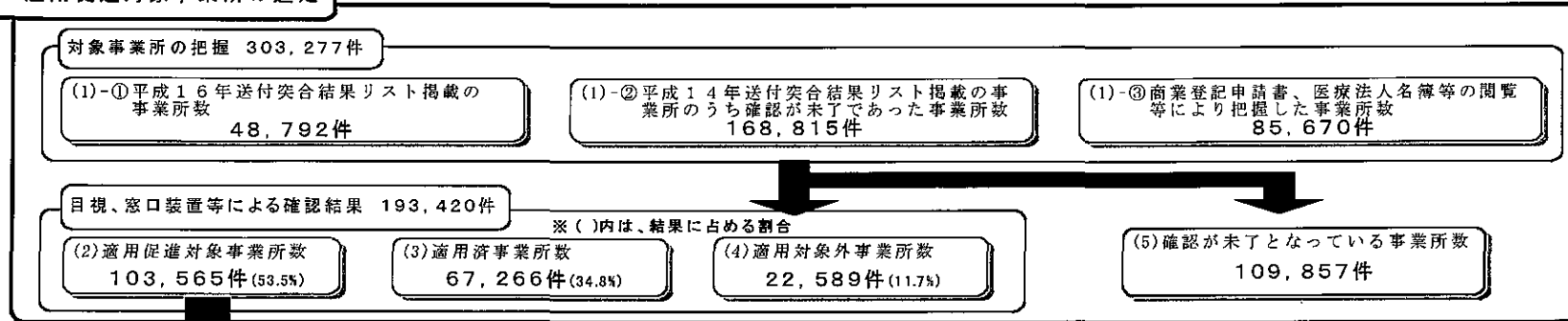
適用促進対象事業所として把握した事業所数		193.4千件
文書指導・巡回説明等の結果	適用に結びついた事業所数	2.5千件
	適用に至っていない事業所数	27.2千件
	うち5人未満の従業員を使用する事業所数	18.5千件
	うち5人～19人の従業員を使用する事業所数	8.1千件
	うち20人以上の従業員を使用する事業所数	0.5千件
既に適用されていた事業所数		77.5千件
所在不明や不在等であった事業所数		23.3千件
適用対象外であった事業所数		36.3千件

※ 文書指導や巡回説明が未了となっている事業所があること等から結果は一致しない。

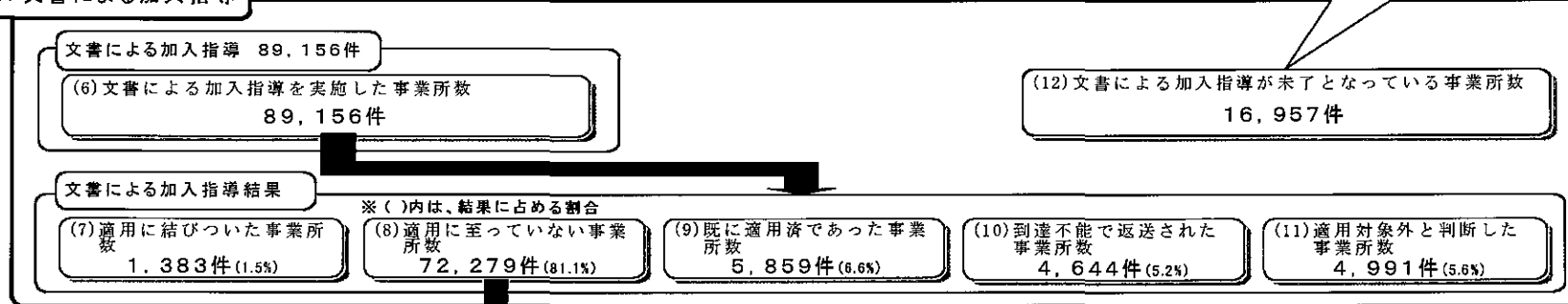
○ 適用対象事業所数の27千件については、加入勧奨状の送付や社会保険労務士等による巡回説明の結果、適用対象と判断した事業所数であるが、これらの中には、その後、呼出や戸別訪問等による加入指導により加入した事業所等も含まれており、最終的な未適用の数字ではない。

○ なお、これらの未適用となっている事業所については、今後、継続的に事績管理をしていくこととしている。

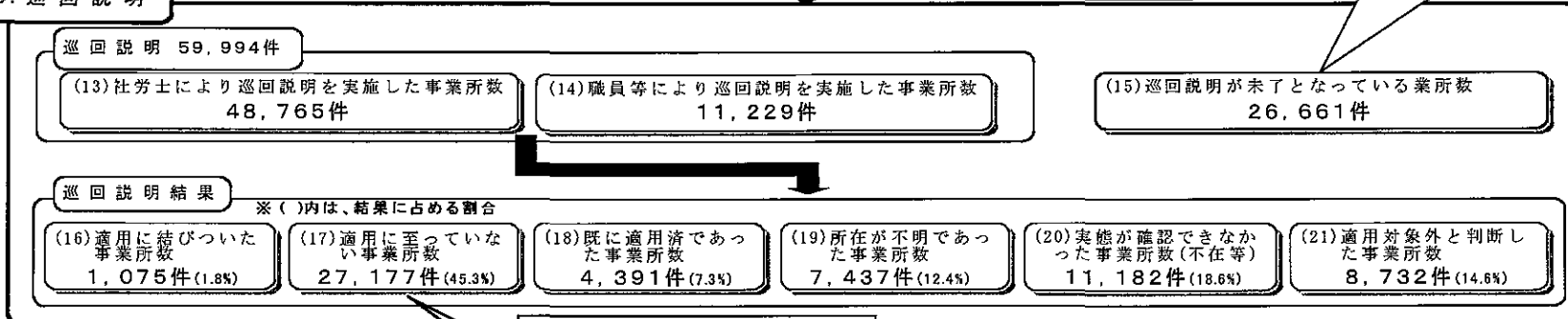
1. 適用促進対象事業所の選定



2. 文書による加入指導



3. 巡回説明



従業員規模別

- ・ 5人未満(68.1%) 18,512件
- ・ 5人～19人(29.9%) 8,117件
- ・ 20人以上(2.0%) 548件

4. 呼出による加入指導 4,171件

(22) 5人以上の従業員を使用すると認められる事業所数
2,177件

(23) 5人未満の従業員を使用すると認められる事業所数
1,994件

呼出による加入指導結果

※()内は、結果に占める割合

(24) 指導により適用に結び
ついた事業所数
64件(1.5%)

(25) 来所したが適用に至っ
ていない事業所数
533件(12.8%)

(26) 呼出に応じなかった
事業所数
3,243件(77.8%)

(27) 既に適用済であった
事業所数
56件(1.3%)

(28) 適用対象外と判断した
事業所数
275件(6.6%)

5. 戸別訪問による加入指導 3,513件

(29) 20人以上の従業員を使用すると認められる事業所数
325件

(30) 20人未満の従業員を使用すると認められる事業所数
3,188件

戸別訪問による加入指導結果

※()内は、結果に占める割合

(31) 指導により適用に結び
ついた事業所数
74件(2.1%)

(32) 指導したが適用に至っ
ていない事業所数
2,191件(62.4%)

(33) 指導できなかった(事業
主不在等)事業所数
872件(24.8%)

(34) 既に適用済であった
事業所数
52件(1.5%)

(35) 適用対象外と判断した
事業所数
324件(9.2%)

2. 保険料収入の確保

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
徴収決定済額(単位:億円)	62,967	64,222	62,453	65,529	66,220
現年度分	61,465	62,548	60,661	63,775	64,666
過年度分	1,502	1,674	1,792	1,753	1,554
収納済額(単位:億円)	61,169	62,208	60,470	63,741	64,619
現年度分	60,786	61,808	60,038	63,325	64,268
過年度分	383	399	433	416	352
保険料収納率(単位:%)	97.1	96.9	96.8	97.3	97.6
現年度分	98.9	98.8	99.0	99.3	99.4
過年度分	25.5	23.8	24.1	23.7	22.6

(注1)徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分。

(注2)保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

(注3)平成16年度は、速報値。

保険料の徴収対策

① 納期内納入の励行指導

- 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対して口座振替による保険料納付の促進。
- 納期内納入についての依頼文書を納入告知書を送付する際に同封するなど、納期内納入についての励行指導。

② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- 保険料滞納の発生防止のための速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、不渡りや倒産に関する情報の早期把握、財産調査の徹底など、確実な滞納処分の実施。
- 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等について、地方社会保険事務局と社会保険事務所が一体となった効果的かつ効率的な対策の実施。

3. 医療費の適正化

(1) レセプト点検調査

- 平成16年度においては、引き続き、レセプト情報管理システムを活用し縦覧点検を中心とした内容点検調査を効率的かつ効果的に実施し、その結果、内容点検調査における過誤調整の件数については19.8%、金額については9.6%対前年度に比べ増加した。

また、レセプト点検調査の事務処理改善のため、地方社会保険事務局毎にレセプト点検調査における再審査請求状況等の分析等を実施する等、レセプト点検調査への取組に関する事項を盛り込んだ「診療報酬明細書等の点検調査要綱」の改正を行い、レセプト点検調査の充実を図った。

※ 平成16年度のレセプト点検調査の状況については、次頁以降を参照。

(2) レセプト開示に関するお知らせ

- 今年度は、医療費通知の通知書の裏面にレセプトの開示に関するお知らせを記載し被保険者等に周知。

社会保険事務局事務センターにおいて、医療給付費の返還又は
診療報酬請求額の調整を求めたレセプト件数及び金額

(単位:千件・百万円)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
政管 健保 一般分	資格点検	3,399 (4.4%)	53,230 (18.0%)	3,502 (3.0%)	53,465 (0.4%)	3,485 (▲0.5%)	49,558 (▲7.3%)	3,469 (▲0.5%)	46,327 (▲6.5%)	3,705 (6.8%)	47,458 (2.4%)
	外傷点検	228 (▲4.2%)	12,522 (▲7.5%)	228 (0.0%)	12,290 (▲1.9%)	220 (▲3.5%)	12,480 (1.5%)	229 (4.1%)	11,447 (▲8.3%)	205 (▲10.5%)	9,703 (▲15.2%)
	内容点検	959 (▲2.4%)	8,664 (▲37.0%)	901 (▲6.0%)	8,473 (▲2.2%)	908 (0.8%)	12,549 (48.1%)	905 (▲0.3%)	12,791 (1.9%)	1,084 (19.8%)	14,017 (9.6%)
	計	4,586 (2.5%)	74,416 (2.8%)	4,631 (1.0%)	74,228 (▲0.3%)	4,613 (▲0.4%)	74,587 (0.5%)	4,603 (▲0.2%)	70,565 (▲5.4%)	4,994 (8.5%)	71,178 (0.9%)
〈備考〉 レセプト総件数(一般分) 及び医療給付費 (単位:千件、億円)		312,719 (1.4%)	37,221 (▲0.6%)	320,707 (2.6%)	37,634 (1.1%)	321,899 (0.4%)	36,331 (▲3.5%)	319,000 (▲0.9%)	33,625 (▲7.4%)	323,676 (1.5%)	33,754 (0.4%)

(注1) 括弧内は、対前年度伸び率

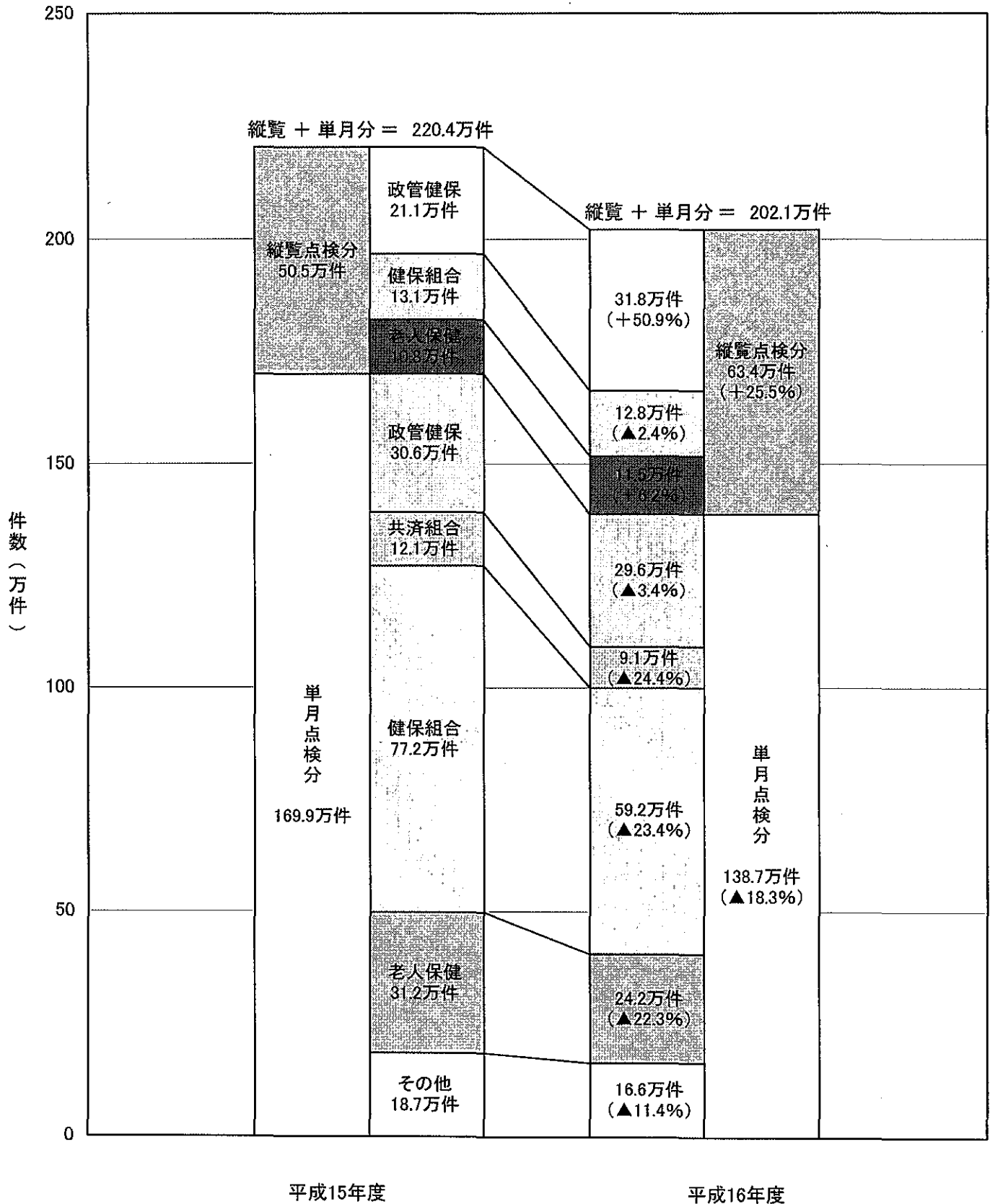
〈参考〉

		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老人分	資格点検	636	28,937	675	27,542	636	25,280	648	24,861	591	22,838
	内容・外傷	440	3,914	406	3,826	355	3,546	364	4,884	339	4,799
	計	1,076	32,851	1,081	31,368	991	28,826	1,012	29,745	930	27,637

縦覧/単月点検別・管掌別容認件数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成16年4月審査分～平成17年3月審査分



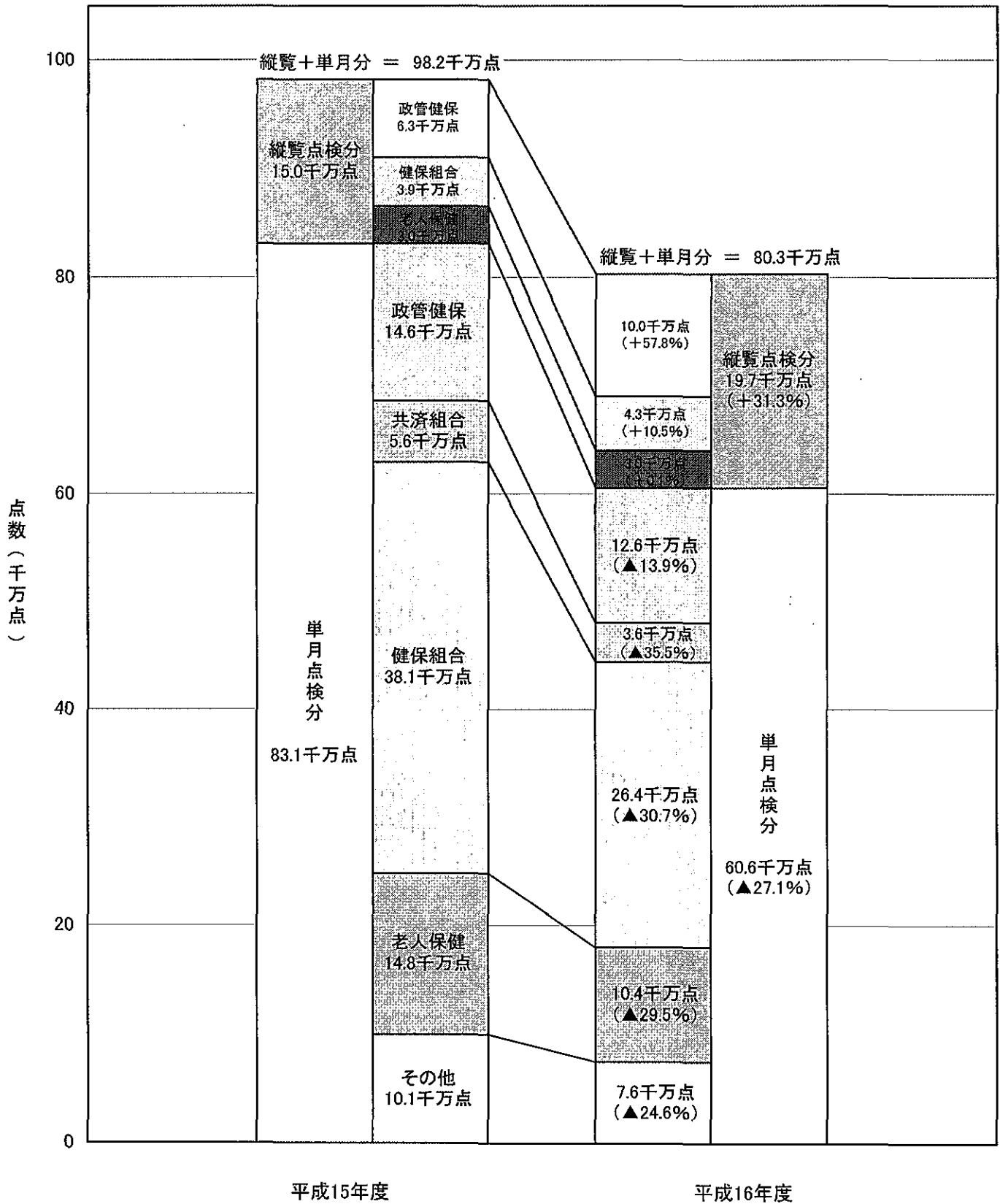
注1 : 平成16年度の()内の数値は、平成15年度に対する伸び率である。

注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

縦覧/単月点検別・管掌別容認点数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成16年4月審査分～平成17年3月審査分



注1 : 平成16年度の()内の数値は、平成15年度に対する伸び率である。
 注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。